

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松山市	難波地区(上難波集落、下難波集落、庄集落、中通集落、大浦集落)	令和3年1月22日	令和5年7月27日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	335.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	205.7ha
i うち20才から49才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.3ha
ii うち50才から69才の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84.4ha
iii うち70才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	90.2ha
③地区内における70才以上かつ後継者がいない農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.00ha
(備考)	

2 対象地区的課題

70才以上の農家が90.2haの農地を所有又は耕作しており、5年・10年後の地域農業が減退してしまう。
70才以上かつ後継者がいない農地の所有者又は耕作者の耕作面積31.0haは、近いうちに耕作放棄地となることが見込まれる。
アンケート結果では、農地利用の意向を「貸したい・売りたい」と回答された農地面積は35.6haだが、農地の受け手となる担い手が不足傾向にある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後、耕作されない農地については、中心経営体である認定農業者等や、特に米麦・野菜生産においては地区内の農業生産法人、柑橘生産においては地区外の入作農業者によって優良な農地を優先に守っていく。

柑橘生産においては、樹園地の基盤整備に取り組むことで、農地の集積・集約化を図り、中心経営体である認定農業者等24経営体が担っていく。また、米麦生産においては、生産効率を向上させるため、コンクリート畦畔の除去による区画拡大を検討する。

人・農地プランや話し合いを活用した地図を参考に、集約できる農地の情報を農業委員、農地利用最適化推進委員が中心になって、中心経営体に集約するように誘導し、20才から49才の担い手や農業生産法人に貸し付けることを検討する。

中心経営体

属性	農業者(氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認就	A	柑橘、野菜、水稻	0.60 ha	柑橘、野菜、水稻	1.30 ha	上難波、下難波、大浦
認就	B	柑橘	0.90 ha	柑橘	1.80 ha	庄
認就	C	柑橘	0.59 ha	柑橘	0.70 ha	上難波、庄
認農	D	柑橘、野菜、水稻	4.50 ha	柑橘、水稻、野菜	4.00 ha	上難波
	E	水稻、柑橘、野菜	2.33 ha	水稻、柑橘、野菜	3.20 ha	下難波
認農	F	野菜、柑橘	0.57 ha	野菜	0.47 ha	庄
認農	G	水稻、落葉果樹、柑橘等	1.17 ha	水稻、落葉果樹、柑橘等	1.37 ha	下難波
認農	H	花き、落葉果樹、水稻	0.57 ha	花き、落葉果樹、水稻	0.67 ha	上難波、庄
認農	I	柑橘、落葉果樹	0.70 ha	柑橘、落葉果樹	0.70 ha	中通
認農	J	柑橘	1.00 ha	柑橘	1.00 ha	中通
認農法	K	水稻、麦	30.00 ha	水稻、麦	34.00 ha	庄、中通
認農	L	柑橘、水稻	1.10 ha	柑橘、水稻	1.10 ha	下難波、大浦
認農法	M	野菜、柑橘、水稻	25.00 ha	野菜、柑橘、水稻	31.00 ha	下難波、庄、中通
認農	N	柑橘、落葉果樹	2.29 ha	柑橘、落葉果樹	2.59 ha	庄
到達	O	水稻、落葉果樹、野菜等	1.13 ha	水稻、落葉果樹、野菜等	1.13 ha	下難波
	P	水稻	6.00 ha	水稻	8.00 ha	下難波
	Q	水稻、落葉果樹、野菜等	1.13 ha	水稻、落葉果樹、野菜等	1.13 ha	下難波
認農	R	水稻、柑橘	1.90 ha	水稻、柑橘	1.90 ha	上難波、中通
認農	S	柑橘、落葉果樹、水稻	1.06 ha	柑橘、落葉果樹、水稻	1.06 ha	上難波、庄
認農	T	柑橘、水稻	1.17 ha	柑橘、水稻	1.17 ha	庄
認農	U	柑橘、野菜、花き	1.37 ha	柑橘、野菜、花き	1.37 ha	下難波、中通
到達	V	野菜	0.32 ha	野菜	0.39 ha	中通
認農	W	野菜、落葉果樹	0.30 ha	野菜、落葉果樹	0.56 ha	下難波、中通
認農	X	野菜、柑橘、落葉果樹	1.30 ha	野菜、柑橘、落葉果樹	1.50 ha	中通
認就	Y	果樹	0.70 ha	果樹	2.50 ha	庄
認農	Z	水稻、果樹	1.75 ha	水稻、果樹	1.95 ha	下難波
認農	AA	果樹	0.20 ha	果樹	0.50 ha	下難波
認就	AB	果樹	0.69 ha	果樹	0.78 ha	庄
認就	AC	果樹	1.00 ha	果樹	1.50 ha	上難波
認就	AD	果樹	0.79 ha	果樹	1.73 ha	庄、上難波
計	30人		92.13 ha		111.07 ha	

※中心経営体…認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者

4 農地の集積・集約化の方針を実現するために必要な取組に関する方針

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、336筆、35.6haとなっている。地区内の優良農地を将来にわたり守っていくため、農地利用の意向調査を参考に、貸したい意向を示した農地の法令に基づいた貸借を進める。

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体へ農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地元農業委員、農地利用最適化推進委員に相談するほか、担い手の探索を地元農業関係者と行うなど、機構を通じた中心経営体への貸付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産性の向上や農地集積・集約化を図るため、農地中間管理機構関連整備事業による樹園地の面的な基盤整備のほか、ハウス、防風・防鳥ネット、かん水設備等の整備に取り組む。また、樹園地については、国の果樹経営支援対策事業により、園内道等の整備に積極的に取り組む。

【新規・特産化作物の導入方針】

中晩柑の「紅まどんな」や「せとか」、「甘平」への改植や、「紅プリンセス」の導入など高単価品種の栽培に取り組み、安定した収入を確保する。

【鳥獣被害防止対策の取組方針】

特に被害が多いイノシシ害から柑橘を守るために、農家と行政や農協、農業共済など関係機関が連携し、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵設置や捕獲による駆除など、今後も粘り強く継続して取り組む。

【災害対策への取組方針】

豪雨や台風による被害防止のため、中山間直接支払制度等を活用するなど農地周辺を流れる水路の点検・清掃やハウス、モノレールの点検・補修など日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。